

一宮町総合計画策定方針

平成21年7月1日

1. 目的

本町は、平成23年を目標年次とした「躍動する緑と海と太陽のまち」を将来像とする「一宮町総合計画」（平成4年3月策定）に基づき積極的なまちづくりを推進してきたところである。本町をとりまく社会、経済状況の変化、これに伴う町民の行政への要望も年々多様化、高度化の傾向を深めている。さらに、高度情報化、地域づくりへの新たな課題等についても積極的に取り組んでいくことが求められている。

こうした社会経済環境の変動に速やかに対応し、もって町民の要望を適切に反映した諸施策の計画的推進を図るため一宮町総合計画を策定する。

2. 構成及び目標年次

総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」で構成する。

(1) 基本構想

基本構想は、地方自治法第2条第4項「市町村は、その事務を処理するに当っては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」の規定に基づき本町の将来像及びこれに到達するために必要な施策の大綱を定める長期計画をいい、平成23年度を初年度、平成32年度を目標年度とする10ヵ年計画とする。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に定めた施策の大綱に基づく基本的施策に関して定める計画をいい平成23年度を初年度、平成32年度を目標年度とする10ヵ年計画とする。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に基づく具体的事業の実施に関して定める短期計画をいい平成23年度から平成25年度までの3ヵ年計画とする。

3. 策定方法

(1) 「一宮町総合計画策定アドバイザー」を設置し、必要な調査検討を行う。

(2) 「一宮町総合計画策定委員会」を設置し、広く職員を参画させ全庁をあげてこれにあたるものとする。

(3) 広範な町民の意見を反映させるために、次の方法により計画策定過程における住民参加を促進する。

ア. 一宮町総合計画審議会

イ. 一宮町まちづくり委員会

ウ. パブリックコメント

エ. アンケート調査

4. 策定期限

基本構想、基本計画は、その案を平成22年8月を目途に作成し「一宮町総合計画審議会」の答申を得て策定するものとし、さらに基本構想は町議会の議決を経るものとする。

5. その他

この方針に定めるもののほか必要な事項は別に定める。